

高知県生コン技術センター運営規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合定款第7条1項4号に定められた高知県生コン技術センター（以下「技術センター」という）の管理運営に関する事業を実施するための諸事項を定め、もって技術センターの円滑なる運営を図る事を目的とする。

(業 務)

第2条 技術センターは、第1条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 高知県の認定試験機関としての業務
- (2) 研究開発に関する業務
- (3) 組合員の製造する生コンクリートの品質確保向上に関する業務
- (4) 組合員及び外部からの各種依頼試験に関する業務
- (5) 工業組合及び協同組合の行う品質管理検査に関する業務
- (6) 技術指導教育に関する業務

(組 織)

第3条 技術センターは、東部試験所：高知県香南市野市町西野 1892
幡多試験所：高知県四万十市具同 7388-9、を設置し、
組織は、別に定める。

- 2 技術センターの運営施策の検討は、別に設置する委員会により決定する。

(試験受託契約)

第4条 試験を受託する場合には、試験項目により夫々の試験契約を取り交わす事とする。

(試験料又は利用料)

第5条 依頼者から依頼され、試験を受託する場合及び施設を利用した場合の料金は別に定めるものとする。

- 2 前項の試験料又は利用料の額は、本規約で定める額・1件100万円又は率を限度として、理事会で定める。

(施設の利用)

第6条 技術センターの利用は、原則として組合員に限るものとする。

ただし、関連する業務遂行のため、所長が必要と認める場合はこの限りでない。

(特許、実用新案等の権利)

第7条 技術センターにおいて行う試験研究で特許並びに実用新案等の権利が発生した場合、それが受託試験によるものであっても特許法で定める権利は、技術センターが得るものとする。

(試験の公正)

第8条 技術センターは受託した試験に関し、常に厳正中立を守り、試験の公正、的確かつ速やかに行うとともに、その試験結果に責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第9条 技術センターは、その職務である受託試験に関して知り得た情報並びに試験結果等について、依頼者の承諾なしに他に漏らし、または公表してはならない。

- 2 技術センターの職員は、その職務である試験研究に関し知り得た新技術等について公表または発表しようとする場合は、理事長の許可を得なければならない。

(規程等)

第10条 本規約の運用に関する必要な細目事項は、規程等で定める。

(附則)

1. 本規約の改廃は総会で行う。
2. 本規約は、平成 17 年 3 月 23 日から適用し、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
3. 本規約は、平成 20 年 5 月 26 日から適用し、平成 20 年 5 月 26 日より施行する。